る市町村にあつては 1.200 とし、それ以外の市町村にあつては 1.000 とする。

α_3　過疎地域持続的発展法第３条の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の一部とする市町村及び半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の一部とする市町村にあつては 1.100 とし、それ以外の市町村にあつては 1.000 とする。

α_4　令和３年３月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法第２条第１項に基づく過疎地域の市町村及び同法第33条第１項の規定により過疎地域とみなされる市町村にあつては 1.200 とし、同法第33条第２項の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村にあつては 1.100 とする。

［８～11　略］

（「地域社会再生事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の三　法附則第五条の四第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口	人

［２～４　略］

５　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式　$(0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.1 \times C + 0.1 \times D) \times \frac{1.033}{0.787} + (0.5 \times E) \times$ 0.2 × A、0.1 × B、0.1 × C、0.1 × D 及び 0.5 × E に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

町村にあつては 1.200 とし、それ以外の市町村にあつては 1.000 とする。

α_3　過疎地域自立促進特別措置法第33条第２項の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の一部とする市町村及び半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の一部とする市町村にあつては 1.100 とし、それ以外の市町村にあつては 1.000 とする。

［８～11　同上］

（「地域社会再生事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の三　法附則第五条の四第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位の種類につき、同表の中欄に定める測定単位の数値の算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における人口	人

［２～４　同上］

５　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式　$(0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.1 \times C + 0.1 \times D) \times \frac{1.029}{0.784} + (0.5 \times E) \times$ 0.2 × A、0.1 × B、0.1 × C、0.1 × D 及び 0.5 × E に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。